

印字発送サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PG マルチペイメントサービスを利用する場合のオプション機能である印字発送サービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」第1章及び「払込票決済サービス利用規約」（以下併せて「利用規約」という）の定めによる。本規約の定めと利用規約の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 専用用紙 | 払込票等に使用する印字前の払込票用紙、明細書用紙等 |
| (2) 払込票等 | 払込票決済において甲が買主から代金等の支払を受ける際に使用する払込票並びに甲が買主に請求する代金等の請求書及び明細書等の書面 |
| (3) 印字発送サービス | PG が、甲から受信した払込票決済に係る請求依頼データを加工し、専用用紙に払込票等を印字、圧着し、局出し等を行うサービスであって、本規約が定めるもの。 |

(印字発送サービスに関する本サービスの内容)

第3条 印字発送サービスの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 請求依頼データ加工業務
甲が PG に対して、インターネットを通じて送信した、払込票等の送付先、支払者の氏名又は名称、代金等の請求金額その他甲と買主との間の取引に関する PG 所定のデータを、払込票等の印字発送に必要な形式に加工すること
- (2) 払込票等印字業務
専用用紙を作成し、前号により加工されたデータを、専用用紙に印字すること
- (3) 払込票等圧着業務
前号により印字された払込票等を、圧着すること
- (4) 払込票等局出し業務
前号により圧着された払込票等を、郵便局に郵送を依頼すること
- (5) その他印字発送サービスに関連し又は付随する業務
前各号に定める業務の他、印字発送サービスに関連又は付随する業務のこと

(印字発送サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が印字発送サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出し、払込票決済サービスと印字発送サービスを合わせて利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び払込票決済サービスと印字発送サービスを合わせた提供開始日の通知の双方を PG から受けたときに、本規約は利用契約の内容に含まれ、印字発送サービスが本サービスに追加される。甲は、通知された当該提供開始日以降、印字発送サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(印字発送サービスの利用の対価)

第5条 甲は、印字発送サービスの利用の対価として、本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(処理予定件数の通知)

第6条 甲は、PG に対し、毎月月末までに、翌月以降3ヶ月分の払込表等の処理予定件数の通知を行う。

2. 前項に関わらず、甲は、払込表等の処理予定件数が PG 所定の割合以上増加すると予想される場合、PG に対し、速やかに通知するものとする。

(免責に関する特則)

- 第7条 PG は、請求依頼データの加工、払込票等の印字、圧着、局出し等印字発送サービスの内容以外の事由により生じた甲の損害について責任を負わない。
2. PG は、払込票等が送付先に遅滞なく配達されることを保証するものではない。
 3. PG は、甲が第6条の通知を怠ったことにより、払込票等の印字発送の全部又は一部がされなかったときは、これにより生じた甲の損害について責任を負わない。

以上